

Outbound Security for Microsoft 365 サービスモニター版 利用約款

本約款は、キヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）が第 1 条第 1 項に定める「本サービス」を提供するにあたって、必要な事項を定めたものです。本約款に同意したお客様のみが、「本サービス」の提供を受けることができます。

第 1 条（用語の定義）

次の各号に定める用語は、それぞれ当該各号に定める意味を有するものとします。

(1) 「本サービス」とは、「当社」が提供する Microsoft 365 向けセキュリティ対策サービス「Outbound Security for Microsoft 365 サービスモニター版」および当該サービスを利用するために必要なお客様情報を管理する業務の総称をいいます。

(2) 「ドキュメンテーション」とは、「当社」が作成し、別途お客様に提供する「本サービス」のサービス仕様書、「本サービス」の利用に関する設定マニュアル（以下、「マニュアル」といいます。）および各種情報をいいます。

(3) 「本サービス利用契約」とは、本約款に基づき、お客様が「本サービス」の提供を受けるために、「当社」との間で書面または電磁的方法により締結する契約を意味します。

第 2 条（「本サービス利用契約」の申込・成立・変更）

1. 当社は、「本サービス」の利用を希望するお客様に対して、本約款及びサービス仕様書をお渡すものとし、お客様は、これらの書面をご確認のうえ、注文書および「当社」所定の申込書（以下、「申込書」といいます。）に必要事項を記載し提出することにより、「本サービス」の利用の申込を行うものとします。

2. 「当社」が前項に基づく申込を承諾した場合、「当社」は、お客様に対して、「サービス登録完了通知」および「マニュアル」を「申込書」記載のメールアドレス宛に通知するものとします。当該通知日をもって、お客様と「当社」との間で「本サービス利用契約」が成立するものとします。

3. 「当社」は、お客様が以下に該当する場合、第 1 項に基づく申込を承諾しない場合があります。

- (1) 申込の際、虚偽の事実を申告したとき
- (2) 過去に「当社」との取引にて支払遅延等をしたことがあるとき

(3) 反社会的勢力等と関与していると疑われる事由があるとき

(4) お客様が「当社」または本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用するおそれがあるとき

(5) その他取引できない合理的理由があると「当社」が判断したとき

第 3 条（本サービスの提供条件）

1. 「当社」は、善良なる管理者の注意をもって、「本サービス」をお客様に提供します。

2. お客様は、第 2 条第 2 項に基づき、「当社」より通知された「サービス登録完了通知」および「マニュアル」を受領後、自身で「マニュアル」に従って所定の設定を行うことにより、「本サービス」の利用を開始するものとします。なお、お客様が「本サービス」を利用するコンピューターの総数は、「本サービス」申し込みにて記載した数を超えないものとします。

第 4 条（「本サービス」の変更等）

1. 「当社」は、「当社」の都合により「本サービス」全部または一部を一時停止、利用制限または変更することができます。

2. 当社の責に帰すことのできないやむを得ない場合を除き、「当社」は 1 ヶ月前までに前項の対応内容をお客様に通知します。

3. 本条に基づき「当社」が「本サービス」の一時停止、利用制限または変更を行ったことによりお客様に損害が生じた場合でも、「当社」、「当社」のライセンサーおよび仕入先はいかなる責任も負いません。

第 5 条（「本サービス」の利用条件）

1. お客様は、日本国内に限り、本約款および「ドキュメンテーション」その他必要に応じて「当社」が通知する内容に従い、「本サービス」を利用するものとします。

2. 「当社」は、「当社」の裁量により、「ドキュメンテーション」その他「本サービス」の機能、仕様、構築・運用ルールおよび使用方法等の内容を随時変更することができるものとし、当該変更につき「申込書」記載のメールアドレス宛に通知するものとします。

3. お客様は、「本サービス」の利用に際し、「マニュアル」に従い、自身で Microsoft 365 管理センターの設定変更を実施するものとします。

4. お客様は、「本サービス」の利用期間終了後、「マニュアル」に従い、自身で Microsoft 365 管理センターの設定をもとに戻すものとします。

5. お客様は、「本サービス」の利用期間中、および「本サービス」の利用期間終了時に「当社」がご案内するアンケート（以下、「アンケート」といいます。）に対し、必ず回答するものとします。なお、「当社」は「アンケート」の回答情報を、マーケティング分析ならびに「当社」が適切と判断した他の企業の様々な商品情報やサービス情報、その他の営業案内および情報提供を「当社」が実施するために利用する場合があります。

6. 「当社」は、お客様に対し「本サービス」を第15条に定める利用期間に限りで無償提供するものとします。なお、お客様は、Microsoft365 など「本サービス」を利用するために必要な周辺環境を、自己の負担で用意するものとします。

第6条（「本サービス」の利用停止）

1. お客様が次の各号のいずれかに該当したとき、「当社」はお客様の「本サービス」のアカウントを利用してお客様の「本サービス」の使用停止手続きを行うことができるものとします。

(1) 本約款、「本サービス利用契約」に違反したとき、または違反したと合理的に判断される相当の事由があるとき

(2) 「サービス仕様書」の利用条件に違反したとき、または違反したと合理的に判断される相当の事由があるとき

2. 「当社」は、前項の定めによりお客様の「本サービス」の使用を停止するときは、予めその理由、停止する日および期間をお客様に通知します。ただし、やむを得ない事由がある場合は事前通知なく停止することがあります。

3. 第1項に基づき「本サービス」の使用を停止したことによりお客様に損害が生じた場合でも、「当社」「当社」の仕入れ先および「本サービス」の製造元はいかなる責任

も負いません。

第7条（「本サービス」の仕様）

1. 「本サービス」の仕様は、本約款、「ドキュメンテーション」および「本サービス利用契約」に定めるものとします。

2. 「本サービス」は正式リリース前のサービスモニター版であり、正式リリース時には仕様などが変更になる可能性があります。

第8条（お客様情報の変更）

お客様は、「当社」に提出したお客様情報のいずれかに変更があったときは、速やかに「当社」に届け出るものとします。

第9条（再委託）

「当社」は、「本サービス」の全部または一部を、「当社」指定の第三者に再委託することができるものとします。その場合でも、本約款に基づく「当社」の責任は、何ら軽減されるものではありません。

第10条（個人情報の取扱い）

「当社」は、「本サービス」のためにお客様から受領した申込者の個人情報を、「個人情報の保護に関する法律」の定めに従い取扱い、「本サービス」の目的以外で使用しないものとし、「本サービス」の終了時に廃棄または消去するものとします。

第11条（著作権等）

1. 「本サービス」および「ドキュメンテーション」その他納入物等（以下、総称して「著作物」といいます。）に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他の全ての知的財産権は「当社」または「当社」のライセンスに帰属します。

2. お客様は、前項に定める著作物について、方法の如何を問わず、譲渡、販売、公衆送信（送信可能化を含む。）、貸与、賃貸、再許諾等、本約款に定める範囲を超えて使用または利用してはならないものとし、第三者をしてかかる行為をさせてはならないものとします。また、お客様は、当該著作物の全部または一部について、修正、改変、翻訳、翻案、他のプログラミング言語への変換、逆コンパイル、逆アセンブル、その他リバースエンジニアリン

グ等行ってはならないものとし、第三者をしてかかる行為をさせてはならないものとします。

第 12 条（当社の責任および免責等）

1. 「当社」、「当社」のライセンサーおよび仕入先は、「本サービス」（「ドキュメンテーション」を含みます。）を利用した結果（お客様が入力した情報、お客様による使用の結果を含みます。）（以下、総称して「利用結果」といいます。）に関して、商品性及び特定の目的への適合性の保証を含め、いかなる保証も、明示たると黙示たるとを問わず一切行わないものとします。
2. 「本サービス」、または「利用結果」に関して、「当社」の責めに帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合でも、お客様もしくは第三者に生じたいかなる損害も一切責任を負わないものとします。
3. 「当社」、「当社」のライセンサーおよび仕入先は、「本サービス」、および「利用結果」に起因してお客様もしくはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益について、予見可能性の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。
4. 「当社」、「当社」のライセンサーおよび仕入先は、お客様による「本サービス」、の使用または「利用結果」に起因又は関連して、お客様と第三者との間に生じたいかなる紛争について、一切責任を負わないものとします。

第 13 条（本サービスのサポート）

1. 「当社」、「当社」のライセンサーおよび仕入先は、お客様に対し、「本サービスのサポート」として（以下「サポート」といいます。）、「本サービス」のアップデートや、運用管理するサーバーのメンテナンス・障害情報などを必要に応じて申込書記載のメールアドレス宛に連絡する場合があります。
2. 「当社」、「当社」のライセンサーおよび仕入先は、「サポート」に関して、商品性及び特定の目的への適合性の保証を含め、いかなる保証も、明示たると黙示たるとを問わず一切行わないものとします。
3. 「当社」、「当社」のライセンサーおよび仕入先は、「サポート」によりお客様もしくはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益について、予見可能性の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。

第 14 条（機密保持）

1. お客様は、「本サービス」の利用に関して「当社」が機密と明示して開示または提供する情報につき、「当社」の書面による事前承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本約款における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き、方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づく開示については、この限りではないものとし、お客様は当該開示前に「当社」に対して通知を行うものとします。
2. 前項にかかわらず、次の各号に定める情報については、本条に定める機密保持の義務は適用されません。
 - (1) 公知の情報または「当社」から得た後自己の責によらないで公知となった情報
 - (2) 第三者に対する開示または提供について「当社」の書面による事前承諾を得た情報
3. 本条の規定は、「本サービス利用契約」の終了にかかわらず効力を有するものとします。

第 15 条（利用期間および契約期間）

1. 「本サービス」の利用期間は、第 2 条第 2 項に基づく成立日から 2021 年 6 月 31 日までとします。
2. 「本サービス利用契約」は、第 2 条第 2 項に基づく成立日から発効し、前項に定める利用期間の満了日まで有効に存続するものとします。

第 16 条（解約）

1. お客様に次の各号のいずれか一つでも生じた時は、「当社」は何等の催告なく直ちに「本サービス利用契約」を解除することができるものとします。
 - (1) 重大な過失または背信行為があったとき
 - (2) 支払の停止があった場合、または仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があったとき
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 監督官庁より営業停止または営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
 - (6) 事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、解散または合併の決議をしたとき
 - (7) 第 2 条第 3 項各号の一に該当することが判明した

とき

(8) その他前各号に準ずる重大な事由があったとき

2. お客様または「当社」のいずれかに本約款に違反する行為がある場合において、相手方が相当の期間を定めて書面により催告したにもかかわらず、かかる違反が是正されないときは、当該相手方は「本サービス利用契約」を解除することができるものとします。

3. お客様および「当社」は、相手方に対して1ヶ月前までに書面により通知することにより、「本サービス利用契約」を中途解約することができるものとします。

第 17 条（「本サービス」終了時の対応）

お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合、ならびに第 15 条または第 16 条に従い本契約が終了した場合、お客様は、①本契約の終了後直ちに「ドキュメンテーション」のすべてを廃棄または消去し、「本サービス」使用を終了するものとし、②第 5 条第 4 項の作業を行うものとし、

第 18 条（反社会的勢力との取引等の禁止）

1. お客様および「当社」は、自己（役員を含みます。）が反社会的勢力（暴力団を含むがこれに限らず、また団体、個人を問いません。）の関係者に該当しないことをここに表明するものとし、また、当該関係者と取引し、または交際しないことを約するものとします。

2. お客様および「当社」は、相手方が前項に違反し、またはそのおそれがある場合には、何らの催告なく、直ちに「本サービス利用契約」を解除することができるものとします。

第 19 条（法令、規格等の遵守）

お客様は、「当社」の書面による事前の承諾を得ることなく、「本サービス」（「ドキュメンテーション」、認証情報を含みます。本条において以下同じ。）の全部または一部を日本国外へ持ち出さないものとします。

第 20 条（本約款の優先および変更）

1. 本約款は、「本サービス」の利用に関し、「本サービス利用契約」の締結以前にお客様と「当社」との間になされた全ての取り決めに優先して適用されます。

2. 「当社」は、お客様に合理的期間をもって事前通知することで、本約款及び「ドキュメンテーション」を変更す

ることができるものとし、変更後の本約款は、特段の定めがある場合を除き、「当社」がお客様に変更後の約款を提供したときより効力が生じるものとします。

第 21 条（権利義務の譲渡禁止）

お客様は、「当社」の事前の書面による承諾がない限り、本約款に定める自己の権利および義務を、第三者に譲渡、移転および担保として供してはならないものとします。

第 22 条（準拠法および合意管轄裁判所）

1. 本約款の解釈は、日本法を準拠法とします。
2. 本約款に関して紛争等が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、紛争等の処理解決を図るものとします。

第 23 条（協議）

本約款に関して疑義が生じた場合は、双方間で誠意をもって協議の上、解決を図るものとします。

以上